

一般社団法人 千葉県社会福祉士会
2024 年度 第 1 回理事会議事録

1. 日時：2024年5月12日（日）10:00~11:30
2. 会場：千葉県社会福祉センター3階会議室中①
3. 出席者

会長	樽林
副会長	山口、古澤、伊藤
事務局長	白井
事務局次長	及川、秦野
会員理事	(総務委員会広報部会) (総合相談委員会) 松本 (研修委員会) (ぱあとなあ委員会) 四ノ宮、石橋 (司法福祉委員会) 宮下 (災害対策委員会) 服部
外部理事	中村、吉留、菅野、水野、片山
監事	市原、岡本(武)
相談役	渋沢
欠席	瀧澤、浅見、高橋、竹嶋
オブザーバー	堀江、大森、寺崎、塩原、野村

敬称略

4. 議題

(1) 会長と三役会からの報告

- ・代議員について
- ・能登半島地震における支援要請について
- ・苦情について

(2) 議事

①2023年度総会資料(案)について

- ・2023年度事業報告
- ・決算報告について
- ・役員の選任について

②新入会員の承認について

③ぱあとなあ名簿登録規程の改正について

(3) 各委員会報告事項に対する質疑

5. 議事録

○出席者の確認

事務局次長

過半数以上の出席を認め、本理事会は成立すると報告する。

次期就任予定者のオブザーバー参加あり、自己紹介を行う。

○会長挨拶

能登半島地震に関して支援依頼があった。被災した方が取り残されないように本会も協力したい。代議員選任について定員を満たしていない。会の活動に興味を持って参加して下さる方が少ない。新入会者について65名を受け付けている。せっかく会に入ったのだから地域集会や委員会活動へ参加を促すよう声掛けしていただきたい。オブザーバーの方も本日はよろしく願います。

(1) 会長と三役会からの報告

○代議員について

説明：会長

メールで情報共有しながら声かけ等の協力をお願いしたい。

○能登半島地震における支援要請について

説明：災害対策委員長

みなし仮設を訪問する業務を石川県社会福祉士会が受託しており、本会へ協力要請が来た。5名派遣予定、今後も募集し派遣していく。

○苦情について

説明：事務局長

前年度2件、今年度2件事務局で受け付けている。規程に沿って対応している。今後、苦情が増えることについて会全体で考えていくべきと思う。

(2) 議事

○2023年度総会資料(案)について

- ・2023年度事業報告

説明：事務局長

別紙資料について説明

- ・決算報告について

説明：事務局長

別紙資料について説明、主だったところでは、地域集会やばあとなあの支出が増えた。孤独孤立相談や障害分野の受託研修で収入プラスとなった。ICT関連も支出した。

事務費については委託料として会計・給与システム導入した。寄付金 10 万円は能登半島支援で日本会へ支出した。最終的に約 99 万円の赤字となっている。ばあとなあ項目で 2022 度となっている部分は 2023 年度と修正する。

監事より監事報告あり。理事会への議題提出に関しする締め切りを厳守すること、ばあとなあ関連の苦情については、倫理委員会の規程に沿うべきこと、不適切事案についてもバランスをもって適正に判断してもらいたいことの見解があった。

・役員の選任について

説明：議長

別紙資料にて説明。理事については選挙で決まった。監事候補としては谷口氏をお願いした。

→賛成多数で 2023 年度事業報告、決算報告、役員の選任について総会に上程することが承認された。

報告事項として事業報告と予算を付けている。各委員会の部分、名前など修正があれば月曜中に連絡ほしい。会員に送付する。

○新入会員の承認について

説明：事務局長

今回 65 名の申込みがあった。合格者も増えた。

→賛成多数により 65 名の入会が認められた。

○ばあとなあ名簿登録規程の改正について

説明：委員長

監事からの提案で、名簿登録から削除する際、倫理委員会の意見を聞くのが良いとの意見があった。今までの議論でおおよその合意を得てきたところであるが、一旦立ち止まって意見を頂戴したい。

(質疑)

- ・ 会員への苦情であれば倫理委員会を通すべきである。ばあとなあ内で決定するのはありえない。
- ・ 報告書を出さないなど 3 回の注意、指導に従わないことも原理原則からすれば すべて倫理委員会へもっていけば良い。日本会の綱紀委員会へかけてもいい。
- ・ 苦情ではない不適切事案については規程に書き込めばよい。
- ・ 3 回指導助言に従わなかったことで名簿削除となると、戒告以上の懲罰と同列の扱いになる。
- ・ 東京会は 2 回以上報告書提出しなければ名簿削除となっている。再登録の道はある。

- ・別表の中身が内容になっている。手順の流れや項目の箇条書きにしたい。細則を別に作るのはいい。
- ・指示指導に従わないことについては、何らかの仕組みをつくらなければならないことまでは共通認識に至っている。
- ・そもそも名簿から削除される場合がよくわからない。いろんな場面がある。名簿登録要件を明確にするのはいい。微妙な部分を明確にすべきである。
- ・リーガルでは除名についてリーガルの総会を開いている。リーガルの除名になっても司法書士会には残れる。
- ・規程の拡大解釈にならないよう慎重に進めるべきである。

(3) 各委員会報告事項に対する質疑

○ばあとなあ役員報酬について

説明：委員長

ばあとなあ運営規程の第13条を改正し委員長副委員長に職務遂行の対価として報酬を支払えるようにする。額は法人後見の担当者の報酬額を基準にする。財源は名簿登録料からか、会と委託登録をして賄うのか2案検討している。

(質疑)

- ・報酬に関しては報酬規則に従うべきで改正には総会の判断となる。
- ・ばあとなあは人も予算も年々大きくなっている。ばあとなあ運営規程は規則に相当するぐらい重要になっている。社会的な責任もある。

(4) その他

広報部会から役員に対して点と線の原稿依頼をかけている。新理事の皆様にも案内する。

5. 閉会

11時30分閉会。